

平成 29 年
公認会計士論文式試験
【解答速報】
会 計 学
第 3 問・第 4 問・第 5 問

本解答は平成 29 年 9 月 4 日 10 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

第3問 答案用紙<1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

① 所有権移転ファイナンス・リース	② 長期前受収益	③ 未払利息 (未払費用)
④ 39,095 千円	⑤ 5,095 千円	⑥ 長期前受収益償却
⑦ リース投資資産	⑧ 43,000 千円	⑨ 7,624 千円

問 2

所有権移転ファイナンス・リース取引と資産の割賦売買取引は、購入代金の後払いという
 点で資金調達の実態を有し、また、所有権の移転に伴い、すべての経済的利益を享受するこ
 とができ、かつ、コストを実質的に負担するため、資産の所有に伴うリスクと経済価値が移
 転するという実態を有する点で類似する。

第3問 答案用紙<2>
(会 計 学)

問題 2

問 1

(単位：百万円)

①	16,990	②	10,000	③	3,000
④	238,300	⑤	2,740	⑥	500
⑦	448,500	⑧	5,500	⑨	500

問 2

取得企業（消滅会社）の資産及び負債を、合併直前の適正な帳簿価額で計上するのは、取得企業の持分は継続しており、投資の清算と再投資は行われておらず、存続会社においては、合併直前の適正な帳簿価額がそのまま投資原価となるためである。

第4問 答案用紙<1> (会 計 学)

問題 1

問 1

自己株式を取得したのみでは発行済株式総数が減少せず、取得後の処分もあり得る点に着目し、保有は処分又は消却までの暫定的な状態であると考えためである。

問 2

a (b)

理由： 自己株式の取得の対価として他の種類の自己株式を交付する取引の実態は、純資産の部の株主資本内の移動であって、新たな払込みの事実がなく、払込資本を増加させる必要はないという考え方を基礎とする。

問 3

a b (c)

理由： 現行制度では、自己株式の取得は、株主との間の資本取引であり、会社所有者に対する会社財産の払戻しと位置付け、自己株式の性格を資本の控除項目と考えている。この考えとの整合性からは、aおよびbのように、換金可能な資産としての側面に着目し、自己株式を時価で測定する方法は適切ではなく、自己株式の数のみの増加として処理するcを採用している。

問題 2

問 1

a： 法人税等の額を適切に期間配分することにより、差異が発生した年度における税引前当期純利益と法人税等を対応させることを目的としている。

b： 一時差異等が解消する年度における法人税等の支払額に対する影響額を繰延税金資産および繰延税金負債として計上することを目的としている。

問 2

a (b)

理由： bのもとでの繰延税金資産は、将来の法人税等の支払額の減少額、すなわち将来のキャッシュ・インフローを資産計上したものであり、経済的資源という『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』における資産の定義を充たす。法人税等について税率の変更があった場合、キャッシュの獲得能力に変化が生じるため、過年度に計上された繰延税金資産は新たな税率に基づき再計算する。

問 3

a (b)

理由： 将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金は、翌期以降の繰越可能期間に生じる課税所得と相殺することができ、将来の期の課税所得を減額する効果をもっている。したがって、将来減算一時差異と同様に将来の税金支払額を減少させる効果をもつ繰越欠損金を税効果会計の対象とすることは、bの考えと整合する。

第4問 答案用紙<2> (会 計 学)

問題 3

問 1

ヘッジ対象の時価変動額とヘッジ手段の時価変動額との比率がおおむね 80%から 125%の範囲内であれば、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態であると判定される。

問 2

原則的な会計処理方法によれば、外貨建金銭債権の決算時レートによる換算損益と、為替予約の時価評価損益が年度利益の計算に反映される。振当処理によれば、外貨建金銭債権に係る為替予約差額のうち、予約日までに生じた確定的な為替相場の変動による直々差額と、合理的な方法により当期に配分された直先差額が年度利益の計算に反映される。

問 3

「振当処理」は、キャッシュ・フロー・ヘッジ概念のもとで、キャッシュ・フローを固定させて確定された成果である「直先差額」を時間の経過に応じて規則的に配分する会計処理であり、継続的な役務提供契約のもとで、確定された成果を時間の経過に応じて規則的に配分する「経過勘定の会計処理」と整合するため、現行の会計基準で認められている。

問題 4

問 1

数理計算上の差異の費用処理年数を変更しようとするとき、変更を行う理由により、会計方針の変更または会計上の見積りの変更となる。例えば、リストラクチャリングによる従業員の大量退職などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が費用処理年数より短くなったことを原因として費用処理年数を変更する場合は、会計事実の変更に伴う費用処理年数の変更であるため、会計上の見積りの変更となる。一方、これ以外の合理的な理由により変更する場合は会計方針の変更となる。

問 2

いったん選択した費用処理年数を每期継続して適用しないと、会計年度間で異なる方法により利益が算出され、期間比較可能性が確保されない。退職給付費用を計算する前提となっている基礎率が、長期国債等の利回りの低下により引き下げられなければならない状況にあっても、単なる経済環境の変化のみを理由とする費用処理年数の変更は直ちに正当な理由とはならないため、費用処理年数を変更することはできない。

資格の大原

第5問 答案用紙<1> (会 計 学)

問題 1

a	その他の包括利益 (退職給付に係る調整額)	b	組替調整	c	51
d	70.2	e	資本剰余金	f	減算
g	売却				

問題 2

(単位：千円)

①	15,300	②	2,368	③	39,224
④	6,000	⑤	7,544		

問題 3 貸方金額には、()を付すこと。

(単位：千円)

ア	36,000	イ	34,600	ウ	15,230
エ	72,000	オ	15,280	カ	(47,800)
キ	(50,000)	ク	(58,533)	ケ	(280,000)
コ	140,100	サ	109,200	シ	296
ス	(7,200)	セ	(4,350)	ソ	(6,000)
タ	(10,410)	チ	500	ツ	3,420
テ	(21,861)	ト	(23,309)	ナ	(1,352)
ニ	(456)	ヌ	305	ネ	4,000
ノ	1,641	ハ	(27,643)		

第5問 答案用紙<2> (会 計 学)

問題 4

①〔資料Ⅱ〕3.の段階取得において、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定される被取得企業の取得原価と、持分法評価額との差額として把握される段階取得に係る差益は、支配の獲得により計上される臨時的な利益であるため、特別利益に計上され、当期純利益の一時的な変動原因となる。

②〔資料Ⅴ〕5.の投資有価証券（その他有価証券）の一部売却から生じる売却益は、組替調整額であり、その他の包括利益の減少と当期純利益の増加をもたらす。当該売却益は、転売以外の目的で取得した有価証券の売却による臨時的な利益であるため、特別利益に計上され、当期純利益とその他の包括利益の一時的な変動原因となる。

問題 5

問 1

①緊密な者及び同意している者が所有している議決権と合わせてT社の議決権の過半を占めている、②P社の役員等でT社の取締役会等の構成員の過半数を占めている、③T社の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約が存在する、④T社の資金調達額の総額の過半について融資を行っている、⑤その他T社の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在する、のいずれかに該当する場合、子会社と判定する。

問 2

T社がP社の関連会社である場合、T社を子会社化する取引は、段階取得であり、パーチェス法により処理される。仮にT社がP社の子会社と判定されていた場合、P社によるT社株式の追加取得は、非支配株主との取引であり、資本取引として処理される。したがって、段階取得に係る差益は計上されず、T社に対して追加投資したとみなされる額とこれに対応する移転先企業の現物出資直前の資本との間に生じる差額を、資本剰余金として計上する。